

告 示

埼玉県告示第五百二十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年五月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年五月七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人学育ふっくらむ
- 三 代表者の氏名
為谷 早苗
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県深谷市蓮沼四百四十九番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、子供及び一般市民等に対し、学習支援や様々な交流体験の場を提供することで、教育格差の解消を図るとともに多様な価値観の醸成を促し、グローバル化する社会の変化に対応する子供達の育成に寄与することを目的とする。